

産業廃棄物処分別業許可証

住 所 愛知県一宮市蓮池字郷西77番地

氏 名 株式会社 金光
代表取締役 橋本 敏男 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

一宮市長 中 野 正 康



許 可 の 年 月 日 令和 4 (2022) 年 8 月 3 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 (2027) 年 5 月 2 0 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、減容固化、選別)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)

以上 5 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

一宮市蓮池字郷西67番1

イ 設置年月日

平成26年 6月30日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 8t/日（1t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

一宮市蓮池字郷西67番1

イ 設置年月日

平成26年 6月30日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 1.3t/日（0.163t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 圧縮施設

ア 設置場所

一宮市蓮池字郷西74番

イ 設置年月日

令和 2年 1月24日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

152.8t/日（19.1t/時間）

紙くず 1273.6t/日（159.2t/時間）

繊維くず 576.8t/日（72.1t/時間）

ゴムくず 807.2t/日（100.9t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 1482.4t/日（185.3t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 減容固化施設

ア 設置場所

一宮市蓮池字郷西75番1

イ 設置年月日

令和 4年 6月25日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 400kg/日（50kg/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

一宮市蓮池字郷西67番1

イ 設置年月日

平成26年 6月30日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

45.6m³/日（5.7m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成19年 5月21日 新規許可

平成24年10月11日 更新許可

平成29年 7月28日 更新許可

令和 4年 8月31日 更新許可

令和 4年12月12日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・**無**